

研修会のお知らせ!



成年後見制度をご存知ですか??

～安心安全な地域づくりに皆様のお力を!!～

成年後見制度・・・「何だか難しそう」「まだ先のこと・・・」と思われる人が多いのではないのでしょうか。日常生活において預貯金の出し入れや契約ができない、悪質商法に騙された等、認知症や障がい等によって判断能力が低下しても『自分らしく安心して暮らす』ための制度です。

今年度も、成年後見制度の講演会&相談会を開催します!多くの皆様にご参加いただき、成年後見制度の活用についての疑問や不安を解消しましょう!

日時：平成30年8月3日(金)

① 講演 9:30~11:00

「成年後見制度の実態について ~事例から学ぶ成年後見制度~」

講師：旭川成年後見支援センター センター長 石戸谷 康治 氏

② 平成30年度市民後見人養成講座についての説明 11:10~11:30

③ 成年後見お悩み相談会 11:30~12:00

どんなことでも相談OK!!お気軽にご相談ください。

※相談担当：旭川成年後見支援センター

場所：サンホールはぴねす1階 生きがいホール

主催：旭川成年後見支援センター・鷹栖町

共催：鷹栖町社会福祉協議会

《あなたが抱える不安や疑問を解決!!~こんなときに~》

- ・「物忘れが多く周りの人に迷惑を掛けてしまっているのではないか・・・」
- ・「公共料金の支払いを忘れてしまった」「通帳や年金証書など大切なものをなくしてしまう・・・」

お問合せ先 鷹栖町生活福祉相談センター(サンホールはぴねす内)
TEL：87-2112 FAX：87-2226 Mail：hukusi@town.takasu.lg.jp

安心安全な地域づくりに皆様のお力を!!

市民後見人とは？

成年後見制度における成年後見人を市民(町民)が担うことです。同じ地域で、同じ市民が後見人になることによって、身近できめこまやかな対応が可能となると期待されています。判断能力が低下された人の立場に立ち、その人の生活を支援するために何が最善かを考えることのできる、成年後見制度の新たな担い手です。

下記の「市民後見人養成研修」の受講にあたって、養成研修の内容を理解していただくために、本研修説明会のご参加が必要となります。地域で支え合う町づくりにご協力をお願いします!!

<平成 30 年度 市民後見人養成研修日程>

- ① 講義 平成 30 年 9 月 15 日 (土) ~ 10 月 20 日 (土)
概ね 9 時 ~ 17 時 ※ 1 市 8 町 共通
上記期間中の毎週土曜日 (計 6 日)
会場: 旭川市ときわ市民ホール 他
※自治体講義については、下記実習と合わせて別途ご案内します。
- ② 実習 平成 30 年 10 月下旬または 11 月の平日 1 日間を予定



平成 30 年度「市民後見人養成研修説明会」

参加申込書

FAX : 0166-87-2226



お名前	住所	お電話番号